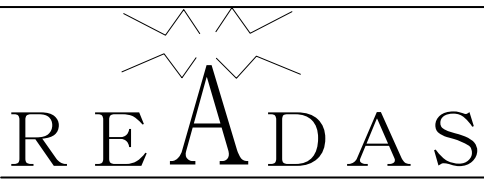


第 4733 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月22日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 教育資金の贈与と相続開始前3年内の贈与

Q：平成25年の税制改正で創設された、教育資金贈与の1,500万円の非課税特例は、相続開始前3年内の贈与加算の対象になりますか？

A：対象になりません。

【解説】

平成25年度の税制改正では、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例が創設されました。

この規定は、30歳未満の者が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合には、1,500万円まで贈与税が非課税となるというもので、信託銀行等や銀行等、証券会社と締結した教育資金管理契約に基づいて、①信託銀行等と締結した信託受益権を受贈者が取得する、②書面で贈与された金銭を受贈者が銀行等に入金する、③書面で贈与された金銭等で受贈者が有価証券を購入することによって適用が受けられるというものです。

ところで、相続等により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に、その相続に係る被相続人から贈与を受けていた場合には、その財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなっていますが、この対象となる財産は、贈与税の課税価格に算入されるものに限られています。

したがって、贈与税が非課税となるこの教育資金の贈与は、贈与税の課税価格に算入されないことから、相続税の課税価格にも加算されないこととなります。

